

令和8年1月28日

福島県土木部まちづくり推進課

被災宅地危険度判定制度と地震被災建築物応急危険度判定制度の違いについて

両制度とも、大規模災害が発生した場合、宅地又は建物の危険性について掲示し、2次災害を軽減・防止し住民の安全を確保することを目的としています。

■ 被災宅地危険度判定制度と応急危険度判定制度の違い

制度	判定の対象	資格要件
被災宅地危険度判定(以下、「宅地判定」)制度	宅地	・ 実務経験者等で講習受講者
地震被災建築物応急危険度判定(以下、「応急判定」)制度	建物	・ 建築士等で講習受講者

なお、り災証明に記載される被害の程度については、「建物の被害認定調査」により決定されます。当該調査においては、「宅地判定」と「応急判定」で危険と判定された場合でも、被害程度が全壊とされないことがあり、各々の調査は関連しません。

このことについては、被災者に説明することが重要となります。

地震発生からり災証明発行までの流れ（千葉県HPより）

